

英国のボランティア団体におけるソーシャルワーク実践に関する研究

三上邦彦¹⁾、藤野好美¹⁾、岩淵由美¹⁾、山崎陽史¹⁾、飛田圭吾²⁾

1. 研究目的

英国のソーシャルワーク実践の特徴として、ボランティア部門の実践と公的制度との結びつきが強い。歴史的経緯から見ても、民間団体におけるソーシャルワーク実践としての取り組みが、直接的に制度・施策に大きな影響を与え、英国における社会福祉の基盤を作る拠り所になっている。英国では、ボランティア団体における社会福祉実践が国策の受身ではなく、より積極的に戦略的に実践活動していく事で、社会の底辺に潜む深刻なニーズをキャッチし、支援が必要な人々へつなげていく循環を作っている。

日本の場合、社会福祉制度の多くは、先に国が主導し、さらに都道府県がそれを受けるといふ、行政主体の制度であり、社会福祉の実施主体である施設、機関、NPO 団体などが本当に必要なニーズを主体的に掘り起こして、施策につながる事が少ない。そのため、この構造を変革しない限り、ソーシャルワークの専門性が社会に認知されにくいのではないかと考える。ゆえに、先駆的な取り組みをしている英国のボランティア団体の取り組みについて、歴史的にもシステム的にも理解することで日本の社会福祉実践構造の課題や変革への手がかりを求めていくことができるのではないかと考える。

そこで英国におけるボランティア団体で最大の活動をしている Barnardo's を対象にしながら、事業の主要な部門の事業目的・方法・内容について調査し、事業の全体像および主要事業を把握することを目的とする。

2. 研究方法

・学部プロジェクト研究者による Barnardo's への訪問調査、Head Office Deputy Director からの聞き取り調査、Barnardo's 主要事業の訪問見学、Barnardo's メンバーとの国際交流事業に関する意見交換

3. 研究結果

第一に、Barnardo's の実践は、戦略部門を中心に今日の英国における子ども家庭福祉問題を調査分析し、問題を抱えている子どもたちに対して、戦略計画を立て、必要に応じて積極的に社会福祉実践を展開していくという点に特徴がある。今回は性的搾取にかかるバナーードズの活動に焦点をあて、視察調査を実施したが、Barnardo's が国会でキャンペーン活動を

行い、その声が反映されることによって制度や法律の制定に直接的な影響を与えるという点で、150 年以上前に、ドクター・バーナードが実践した姿を、政治とボランティアセクターのかかわりという形で具現化を目指す方向性にあるということが理解できた。

第二に、Barnardo's の現在行われている事業の中で、重要な取り組みとなっている子どもの性的搾取、人身売買、行方不明 (Child Sexual Exploitation, Missing and Trafficked Service) 実践の視察を行い、性的搾取に関する点を中心に多くの知見を得た。民間の社会福祉機関の取り組みとして地域における潜在的かつ深刻な子どもの問題に対して、アウトリーチの方法を駆使して、最前線で Barnardo's の取り組みしており、子どもの問題に対して、1対1の支援し、子ども自身で考えさせることで、子どもたち自身の人権や自立意識を高めていくかかわりを重要視している点が理解できた。また、性的搾取への取り組みだけではなく、移民、違法労働、犯罪、虐待、人権侵害など複雑で多くの問題がコンピネーションされているのが特徴であり、自治体との契約、警察やソーシャルワーカー、弁護士、移民の場合は法務局とも連携をしながらこの問題に取り組んでいるとのことであった。これらの点も Barnardo's が創設当初から実践してきた No Destitute Child の精神につながる実践であることを実感した。

4. 考察

本当の意味で民間の社会福祉機関が力を発揮するためには、市民がそれを支えていく構造を作り出していかなければいけないと考える。日本の社会福祉実践は、そこまで展開しておらず、コミュニティベースの福祉サービスの供給を困難にしている側面がある。支援を必要とする人は支援の必要があると言えない、そこでどうやってその声を聞きだしアウトリーチ型の作業をしてゆくのかわ。この点におけるミッションが改めて今日問われていると考えられる。そしてそこには新たな公私の協働が必要であり、行政、各相談機関、福祉施設、民間団体等々が新たな協働性というものを生み出していくことが必要ではないだろうか。次年度以降も英国のボランティア団体との国際交流を通して、英国の民間団体の社会福祉実践活動に着目した研究を継続したいと考える。

¹⁾ 岩手県立大学 ²⁾ みちのく・みどり学園